

長崎県農業近代化資金融通措置要綱

	H17. 4. 1	17農政第 15号
改正	H19. 4. 1	19農営第 22号
改正	H20. 4. 1	20農営第 17号
改正	H21. 2. 20	20農営第580号
改正	H21. 6. 15	21農営第381号
改正	H22. 4. 1	22農営第237号
改正	H27. 9. 18	27農営第321号
改正	H28. 4. 21	28農営第111号
改正	H29. 5. 15	29農営第116号
改正	H31. 4. 8	31農営第 48号
改正	R2. 4. 1	2農営第138号
改正	R3. 3. 19	2農営第433号
改正	R3. 4. 1	3農営第 73号
改正	R4. 4. 1	4農営第 85号
改正	R5. 4. 3	5農営第162号
改正	R6. 4. 19	6農営第80号
改正	R7. 4. 21	R07-07030-00212
改正	R7. 10. 03	R07-07030-01756

目次

第1 趣旨

第2 近代化資金の内容

- 1 貸付対象者
- 2 融資機関
- 3 資金使途
- 4 貸付限度額
- 5 償還期限及び据置期間
- 6 貸付利率
- 7 融資率

第3 利子補給補助

- 1 利子補給契約の締結
- 2 利子補給率
- 3 その他

第4 留意事項

- 1 借入手続
- 2 地方税法の特例
- 3 補助金との関係

4 ガイドラインとの関係

5 特記事項

第5 知事特認資金

第1 趣旨

本資金は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の円滑な融通を図り、県が利子補給を行う措置を講ずることにより、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等に対し、農業経営の近代化に必要な資金の低利融資を促進し、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資することを目的とする。

第2 近代化資金の内容

1 貸付対象者

近代化資金の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ウ) 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても

主として農業に従事すると見込まれること。

(エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

a. 事項

⑦ 団体の目的

⑧ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

⑨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

⑩ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

⑦ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

⑧ 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

⑨ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

⑩ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかにしていること。

⑪ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

(イ) 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの(ア)の①に定める事項及び基準

に従った規約を有しているもの

(2) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(3) 農業協同組合連合会であって、(2)のAからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に関する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては

基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）第2条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

- ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの
- ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（(1)のキの(7)及びクに該当するものを除く。）

(7) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(1) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

近代化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項

第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。以下「施設資金」という。）

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。

イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。）

ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）

エ 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。以下「小土地改良資金」という。）

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（カ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限る、（カ）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）

（ア） 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

（イ） 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）

（ロ） 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

（エ） 品種の転換を行うのに必要な資金

（オ） 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

（カ） 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

（キ） 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な

資金

- (ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

- (イ) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

- (イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

- ① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

- ⑦ 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

- ④ その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

- ⑦ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

- ⑤ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

- ② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

- (ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当

該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

(2) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け

ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金

イ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

(1) 1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあつては、2億円

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

イ アに掲げる者のほか、農業者で、知事はその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

ウ 1の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体

(2) 1の(1)のオの農業参入法人に対する貸付にあつては、1億5,000万円

(3) 1の(1)に掲げる者で(1)及び(2)以外のものに対する貸付けにあつては、1,800万円

(4) 1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付けにあつては、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

貸付対象者	認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画（農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業協同組合等	
	償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置

原 則		15	7	15	3	17	5	15	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—	—

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農業協同組合等とは、本要綱第2の1の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) 令第2条ただし書において、2以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合におけるその貸付資金についての償還期限は、貸付資金の種類に係る同条の表の期限のうち最も長いものとするが、この場合において(5)の元本均等償還によるときは、その償還期限は、原則加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。
ただし、その方法によりがたい特別の事情がある場合にあっては法定償還期限内で経営状況等を総合的に勘案して判断することとする。
- (5) 償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借受者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

7 融資率

近代化資金の融資率は次のとおりとする。

- (1) 資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

- (2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借入れる場合等（第2の3の(1)の力の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借入れる場合（第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

第3 利子補給補助

1 利子補給契約の締結

県は、農業者等へ近代化資金を融通した融資機関に対し利子補給契約により利子補給金を交付するものとし、その他手続き等については、別に定めるものとする。

2 利子補給率

近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第2の6の貸付利率との差とする。

3 その他

第2の6に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第4 留意事項

1 借入手続

第2の1の(1)に掲げる者が近代化資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとし、その他借入手続き等については別に定めるものとする。

2 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋及び機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組

合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第7条第13項及び14項）

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第34項及び地方税法施行令附則第11条第38項から第40項まで）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものにあっては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている。（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28及び地方税法施行規則第24条の4）

3 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することができる。この場合において、第2の7の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

4 ガイドラインとの関係

この資金の貸付条件は、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの制定について（平成17年4月1日付16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第2に規定する内容に合致したものである。

5 特記事項

この資金の取扱について、本要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

第5 知事特認資金

本要綱に定めるもののほか、特別の事情により知事が特に必要と認めるものについて、別に定めるところにより貸付を行うものとする。

附則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱の施行前の農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付14経営第1747号）の規定により行った利子補給の手続きについては、この要綱の相当規定によりなされた手続きとみなし、また、利子補給の承認については、なお、その効力を妨げない。

附則

この要綱は平成18年1月1日から適用する。

附則

この要綱は平成18年5月1日から適用する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は平成21年2月20日から適用する。

附則

この要綱は平成21年6月15日から適用する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から適用する。

附則

1. この要綱は平成27年9月18日から適用する。
2. この通知の施行の日（以下「施行日」という）前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についてのこの通知による改正後の長崎県農業近代化資金融通措置要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附則

この要綱は平成29年5月15日から適用する。

附則

この要綱は平成31年4月8日から適用する。

附則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和5年4月3日から適用する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和7年10月3日から適用する。